

令和 6 年度 第 8 回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 15 日（金）午後 2 時 00 分～2 時 43 分
- 2 場 所 市役所本庁 4 階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員（14名）、欠席委員（1名）

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	×
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等（6名）

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員（2名）、農業振興課（2名）

- 4 議事録署名委員の指名 7 番 山崎 淳三 8 番 廣瀬 正雄

5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第 14 号 農地法第 18 条 6 項の規定による合意解約の通知について

6 議 事

- (1) 議案第 45 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 46 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について
- (3) 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 49 号 現況証明（非農地証明）について
- (6) 議案第 50 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

事務局長 （総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は14名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

日程1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。
7番（山崎淳三委員）、8番（廣瀬正雄委員）

日程3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。（資料に基づき説明）
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程4

議 事

議 長 ◆議案第45号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
本件について、提出者の説明を求めます。

（農業振興課） （資料に基づき説明）

議 長 提出者の説明が終わりました。

ここで、番号1番と2番の案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番の案件を7番委員、番号2番の案件を11番委員にお願いします。

（地区審査結果の報告）

7番委員 審査の結果、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて問題ないと認められ
11番委員 ました。

議長

本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 45 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」は「意見なし」として市に報告します。

◆議案第 46 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課)

本件説明の前に、9 月定例総会に提出し、「意見あり」となった件について現在までの経緯を報告いたします。

10 月 8 日に犬飼支所会議室において犬飼町の農業委員、農地利用最適化推進委員及び大分県農業農村振興公社との協議を行いました。その場において 4 番委員、5 番委員から当該法人の農地の管理状況について説明があり、10 月 17 日には県公社職員 2 名が法人を訪問の上、状況を確認し指導を行いました。

当該法人からは経緯や問題となった農地の対応は完了している旨の説明があり、今後関係者より申し出があった場合は速やかな対応に努めるという回答がありました。

なお、今回、農業委員会と市から、法人について意見が出たことから、事務処理期間内での対応が困難な状況となり、県公社とも協議した結果、本件については一度申請を取下げることになりました。

このことから市は 10 月 23 日に取下げ書を県公社へ提出し、10 月 24 日に受理されており、本件申請書類については、現在、市に返還をされている状況となっています。

これらを踏まえ、再度、中間管理事業を活用するためには、改めて申請し、農業委員会定例総会に議案を提出する必要があります。今後は、書類の訂正等、再提出に向けて調整を進めていきたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

(農業振興課)

(資料に基づき説明)

議長

提出者の説明が終わりました。

本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 46 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は「意見なし」として市に報告します。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

(資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番の案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番の案件を4番委員にお願いします。

4番委員 (地区審査結果の報告)
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議 長 地区審査会の報告が終わりました。
議案第47号についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第47号の案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第47号の案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番の案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番の案件を12番委員にお願いします。

12番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議 長 地区審査会の報告が終わりました。議案第48号の1案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第48号について、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第48号の1案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 49 号 現況証明（非農地証明）について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から 3 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番と 2 番の案件を 11 番委員に、番号 3 番の案件を 4 番委員にお願いします。

11 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
4 番委員 審査の結果、発行基準に該当すると認められました。

議長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。
議案第 49 号の 3 案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 49 号の 3 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。
これから採決します。議案第 49 号の 3 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 49 号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第 50 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

議長 本件について、事務局からの説明を求めます。

(資料に基づき説明)

(事務局) 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

議長 《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
これから採決します。議案第 50 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 50 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議 長 事務局の説明がございました。何か質問等はございませんか。

3 番委員 地区審査会にて推進委員より質問してほしいと依頼がありました。地域計画策定に係る協議の場への参加が平日の午後となっています。兼業農家の方は、参加が難しいので夜や土日の設定をするなどの配慮をして欲しいです。

議 長 それは、全体としての意見ですか。

3 番委員 地区で意見があったと聞いています。

議 長 事務局に説明を求めます。

(事務局) 意見があったということは聞いております。農業委員さんとしては、地域計画を進めるに当たって、みなさんの橋渡し役、相談役になっていただくという立場で、中には農業者としての立場を兼ねて出席を賜っております。

協議の場につきましては、千歳を皮切りに犬飼、清川、緒方と進めてまいりましたが、開催日程については、農繁期の作業時間等を総合的に勘案した時間を設定をしたところであります。

開催は農業振興課が招集し、農業委員会は、その協議の中で主要なポイントとなる目標地図を用意して協議の場に臨んでおります。

本日のご意見等は、農業振興課へ伝えますが、ご意見として受け止めつつ全体の調整もなかなか難しいという状況もございます。日曜開催というご提案についてですが、その方は日曜が良いかもしれないが、全体として日曜の開催はどうかという意見も出ようかと思っておりますので、ご意見として農業農村振興へ伝えたいと思っております。

なお、今月に関しては朝地、大野が開催されます。三重も12月での開催の案内を出します。この時点での日程変更は、なかなか難しいと思われまます。

議 長 他にございませんでしょうか。
無いようですので、その他の項を終わります。

これをもちまして、令和6年度第8回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定による議事録書名については、原本による。